

令和3年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和4年1月27日（木）

午後3時開始

豊明市役所 新館1階 会議室6

令和3年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和4年1月27日（木） 午後3時から
豊明市役所 新館1階 会議室6

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）
	保険医・薬剤師代表	松森正起（歯科医師代表）太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子 今井和子 佐野智
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘
		保険医療課長 伊藤克代
		保険医療課 （栗田久美子）
傍聴者	0名	

令和3年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を令和4年1月27日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- （1）令和4年度国民健康保険事業費納付金本算定結果について
- （2）令和4年度国民健康保険税の改正について
- （3）その他

開始 午後3時

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、また、現在まん延防止等重点措置の最中ではございますが、定刻にお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより令和3年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日、運営協議会の傍聴希望の方は見えておりません。

それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

改めまして、皆さんこんにちは。

課長からもありましたが、この集まりにくい時にこうして皆さまに市役所にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。また、お忙しい中お時間を割いていただきましてありがとうございます。

オミクロン株の感染は本当に深刻で、本市も昨日の感染確認者数は30人で、過去最高となっております。人口割からすると愛知県の平均よりも下回っている状態ですが、間

違いなく感染は広まっています、今日も学級閉鎖が2校追加になっています、保育園2事業所、学級閉鎖が3校という状態です。ここから2週間くらいでピークに向かっていくという話になっているので、来週にはどこかの学校では学級閉鎖に留まらず、学校を一時的に休校にするという判断が生じかねない、そういったことで、学校の保護者の皆さま、保育園の保護者の皆さまにも、早めに措置することで集団感染とならないように食い止めますということで、そのために休園だとか学級閉鎖を今後当面は早めに判断していきますというご案内をさせていただいている状況でございます。ということで、今日の会議も寒いですが皆さまコートを着たままで、我慢してお願いしたいと思います。

今日の運営協議会は、今日が一番大事な会議となっております、以前は仮算定の結果をお示しした状態ですが、納付金の本算定の結果が出たことを踏まえて、来年度の保険税の改正について皆さまにご審議いただきたいと思っております。市の方で素案を作っておりますけれども、皆さまから忌憚のないご意見をいただいて、国民健康保険税は多くの方の生活に関わってくるものですから、皆さまの貴重なご意見を是非とも頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

進行（課長）

ありがとうございました。

本日用意しております議題に、「令和4年度国民健康保険税の改正について」がありますが、これに関しては市長からの諮問事項となりますので、市長より諮問書を会長へお渡しします。

（ 市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す ）

（ 委員へ諮問書の写しを配付 ）

本日諮問された案件についてご協議いただき、その結果を答申書としてまとめ、答申書を市長へ提出していただくこととなります。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて一旦退席をさせていただきます。

（ 市長退席 ）

進行（課長）

本日は、保険医・薬剤師代表の永田委員から欠席のご連絡をいただいております。また、公益代表の川辺委員も急用で本日欠席されるとのことでございます。お2人欠席ということですが、過半数以上の出席ですので、運営委員会規則第5条により、会議は成立いたします。

これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を指名させていただきます。議事録署名者には、被保険者代表の田口委員と、保険医・薬剤師会代表の松森委員を指名させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

3. 議題「(1) 令和4年度国保事業費納付金本算定結果について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、令和4年度国保事業費納付金本算定結果について、説明いたします。

(資料に沿って説明)

◎納付金算定の前提条件について

- ・医療給付費については、診療報酬改定率がマイナス改定となっているのでそれを反映して、仮算定よりは減額となっている。
- ・前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金についても仮算定時より減額。令和4年10月から後期高齢者医療の医療機関での窓口負担の見直しがあり、一定所得以上の方が1割負担から2割負担になることと、社会保険の適用拡大が実施され、国保の加入者数が減ることの影響を見込んだため。

◎令和4年度の公費(納付金算定上の係数)について

- ・国からの公費は仮算定と同じ。愛知県への配分もほぼ同じ。
- ・県負担分の激変緩和財源も仮算定と同じだが、決算剰余金の額が仮算定時の52億円から本算定では84億円に増額。剰余金全額を投入する。
- ・愛知県全体で激変緩和に使える財源は約12億円。そのうち個別の4町村に4千万円配分され、残り11.6億円が県全体の減算に使用。

◎豊明市分納付金額(本算定)について

- ・令和4年度国保事業費納付金(本算定)は、約17億6,700万円。仮算定から約5,700万円減額され、令和3年度本算定額より約800万円増となった。
- ・1人あたり納付金額(本算定)は152,121円。仮算定より4,916円減額だが、令和3年度より10,428円の増額、7.36%の伸びとなった。
- ・納付金額全体は令和3年度から約800万円増と伸びは少ないが、被保険者数が減少しているため、1人あたり額は仮算定時(10.83%)よりは抑えられたが、まだまだ高い伸び率となった。
- ・令和4年度本算定における標準保険料率と現行の保険税率と比較すると、仮算定時と同様、所得割と均等割が足りていない状況。また、介護分が医療分・後期分比べてより足りていない状況となっている。

会長

ありがとうございました。一通り説明が終わりました。委員の皆さんからご質問があればお伺いします。

委員

よろしいですか。他の市町村と比べると、ちょっと高めかなという感じがしますが、全体の中で上から何番目くらいなのか、順位を教えてくださいたいです。

事務局

国保事業費納付金の順位ですが、1人あたり金額で比較しますと、高い方から数えて9番目となります。仮算定の時と同じ順位です。ちなみに医療費は年齢調整後医療費指数で見ると高い方から2番目です。1番は規模の小さい村で、1人高額な医療費の方が出たんだと思います。それを除けば豊明市が相変わらずトップという状況です。

委員

市としては、すごく頑張って納付金を下げたということですか。

事務局

市としてと言うより、金額は県が算定してきてしまうので。本市は医療機関が充実しているものですから、医療費指数がどうしても高くなってしまうので、納付金も高めになってしまうということです。

会長

その他ございましたらお願いします。

ないようでしたら、「(2) 令和4年度国民健康保険税の改正について」に移ります。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、(2) 令和4年度国民健康保険税の改正について、ご説明いたします。

(資料に沿って説明)

◎賦課税率等の引き上げ

- ・令和4年度の国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴い、国民健康保険税の適正化を図るため、改正案のとおり税率等の改正を行う。
- ・税率等の引き上げ幅については、令和9年度に標準保険料率となることを目標に、現行の税率と標準保険料率の差の概ね1/6程度を目安に設定。
- ・平成30年度国保制度改革施行時、赤字繰入の削減・解消が求められることとなった際、赤字解消期間を10年とした赤字解消計画を策定し、運営協議会でも説明させていただいている。その後、基金を活用することで、赤字解消期間は6年間に繰上げたが、税率を標準保険料率水準まで引き上げるのは当初計画の10年間のままとし、令和9年度に標準保険料率に追いつく計画としている。
- ・施行期日は令和4年4月1日（令和4年度分課税から）

◎税率等改定の影響

- ・令和3年度ベースでの試算では、税率改定後の1人あたり課税額(低所得者軽減後)は、2,975円の増額、増加率は3.04%の見込み。
- ・赤字繰入の削減予定額は、1人あたり2,750円の見込み(令和4年度当初予算案上)。

◎子ども(未就学児)に係る均等割額の減額措置の導入について

- ・法改正により、令和4年4月1日、令和4年度分課税から施行される制度。
- ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全国保世帯(所得制限なし)の未就学児を対象に、当該未就学児の均等割額の5割を公費により減額する。低所得世帯軽減が適用される世帯については、軽減適用後の均等割額をさらに5割減額する。
- ・本市の対象人数は約220人。減額見込額は約240万円
- ・軽減額は約240万円。負担割合は国1/2、県1/4、市1/4。

◎モデルケースによる税率改定の影響

- ・ケース①～ケース④で税率改定前後の税額を具体的に比較。

ケース① 40～64歳夫婦(介護分あり)(60歳代前半夫婦)

改正前 213,915円→改正後 222,390円 年額 9,195円、4.3%の増

ケース② 40歳代夫婦(介護分あり)+子ども2人(うち未就学児1人)

改正前 409,175円→改正後 411,400円 年額 2,225円、0.5%の増

ケース③ 65～74歳夫婦(介護分なし)

改正前 176,145円→改正後 181,485円 年額 5,340円、3.0%の増

ケース④ 低所得世帯軽減該当(7割軽減該当、ひとり暮らし：介護分あり)

改正前 20,280円→改正後 21,090円 年額 810円、4.0%の増

- ・所得や世帯構成はそれぞれで、モデルケースに当てはまる人ばかりではない。あくまで目安として見ていただきたい。

委員

金額が少なくなる人はないということですね。モデルケースを見ると、どんなケースであってもマイナスとなることはない。

事務局

それはケース次第なのでわかりません。ケース②で、子ども2人のうち未就学児は1人となりましたが、2人とも未就学児だったりしますと均等割減額の方が大きくなるのでマイナスになります。ただ、国保の加入者の中で、未就学児のみえる世帯というのは非常に少ないので、減額になる方はごく少数と思います。所得割も均等割も介護分については平等割も併せて税率は引き上げていく方向ですので、基本的には増額です。引き上げ幅が人によって色々ありますということです。

委員

わかりました。

会長

その他よろしいですか。

委員

今の事務局の話の中で、マイナスはない、あっても非常に少ないということでしたが、結局私たちは個人の税額が前年度よりどれだけ上がるかということ非常に心配するわけです。こういった一市民の心配事や気持ちをどこで理解を示して、反映してもらえるのか。色々な影響を考えて数字を弾き出していると思いますが、一番詳しい事務局の方々が手を打ってもらわない限り、ずっと上がる一方が続いていく。先ほどの説明の中で国保の加入者が減ると言われた。そうするとどうなるだろうとか、今の段階では何とも言えないでしょうが、気になる部分です。いろんな数字との関連の中で豊明市の数字が弾き出されるものだから、ここで言ったところで何かが変わるとか、何かが減るとかいうことはきつとないだろうと理解できるわけですが、生活が脅かされるというか、心配になってくるような数字ばかりが並んでいるものですから、なんとかならないかと。これは私だけじゃなくて、例えばケース③の年金生活者などは、年金額は減らされるし、徴収される額は上がっていくし。この辺は誰がどう捉えてみえるのかなど。マイナス(徴収額の減額)の方へ向ける努力はしてもらえるのか、率直なところ感じております。

会長

確かにこの10月からの社会保険適用拡大で、国保から社保へ移る人たちがいる。人が減るということは、国保税全体の納付額も減ってくるわけですね。特に、社保へ移っていただける方々の納税金額というのは結構大きくて、減る割合は人の数より納税金額の方が大きくなると思うんです。そうなるとますます国保は財源不足になってくるわけです。じゃあどこから財源を持ってくるのかというと、持ってくるところはないんです。今一度社会保障制度を見直さないと、国保が成り立っていかないというのが現状だと思います。

今、モデルケースでお話しいただきましたけれども、それぞれのモデルケースで何%くらいの方がこれに当てはまるのか、事務局分かりますか。

事務局

先ほどからごく少数ですと申し上げているケース②の場合の方ですが、未就学児のいる世帯というのが、国保加入者全体の約2%です。未就学のお子さんがあることで均等割が5割減額される世帯というのはごくわずかと思っております。

ケース①の方々に、40~64歳としていますが、60~64歳の方を想定していますので、60~64歳の方がどれくらいいるかと言いますと、加入者全体の中の10%を切るくらい、8.7%という割合になります。

ケース③の65~74歳、いわゆる前期高齢者と言われる方々の人数の割合は、ほぼ半数、48%くらいです。48%くらい、約半数の方がケース③に収まってくる感じです。

最後のケース④ですが、想定としている1人暮らしの方で低所得者軽減のかかっている人の人数は難しかったので、国保全体の世帯数の中で約6割の方が1人世帯となります。国保に加入している方が世帯で1人ということですので、例えば世帯主が後期高齢者で奥さんが国保という場合もここに含まれますが、国保加入者の約6割の方が1人世帯となります。それから低所得者軽減（所得に応じて均等割・平等割の7・5・2割を減額）を受けている世帯は令和3年度で48.8%という割合ですので、国保の加入世帯の約半分が低所得者軽減を受けている世帯ということです。51 : 29

残りの、所得の階層でいえばごく一部の高所得の方の保険税で国保がおよそ成り立っているという今の国保の現状がありまして、それが10月から社会保険適用拡大となると、こうした高所得の方々が社会保険に移行していくと想像できるわけです。

もちろん人数が減れば、使う医療費も減り、事業費納付金も全体の額としては減ってくると思いますが、1人あたりの金額を考えると、今後も伸び続ける形となるんじゃないかと思っています。

先ほど、豊明市は医療機関が充実しているから医療費が多くかかり、納付金も高くなりますというお話をしましたが、実は国からは、今現在市町村ごとでバラバラな保険税を県全体で統一しなさいよと言ってきています。愛知県がいつ統一するかはこれから検討が始まるころなのでわかりませんが、もし、県全体で保険税統一となると、豊明市は医療費をたくさん使うから事業費納付金が高くなり標準保険料率も高くなるという

状況は、県全体でならされる形となるため、今よりは1人あたりの事業費納付金が減り、標準保険料率も今よりは低くなることが期待されます。もちろんすぐというわけではありませんが、75歳以上の方の後期高齢者医療では県統一の保険料でやっているのので、国保も将来的にはそうなっていくのかなと思っています。

委員

医療費が高いのは医療機関が充実している、というのは市内に大学病院があるからということですか。

会長

高度医療を行う第三次救急医療機関の機能を備えていますから。そうした病院がすぐ近くにあるからすぐに行けるよという、その便利さがある程度医療費を高くしているよということですね。

委員

そうですか。医療機関が充実している部分の医療費が高いというのは、同じくらいの規模の市町村と比べても飛び抜けて高いのですね。

事務局

そうです。

委員

国の方針に逆らう、あるいは一般市民（国保に入っていない人）に逆らうことを百も承知で一般財源から投入している市町村はありますか。

事務局

豊明市もまだ一般財源から繰入をしています。けれども、県内でもいわゆる赤字繰入をゼロにしている市町村はかなり出てきています。手元に資料がないので数は言えませんが、全国でいえば、平成30年度から順に赤字繰入をゼロにしている、県全体でやっていないという県もたくさん出てきています。残りが300いくつかの市町村ということなので、全体数からいえばごく少数になってきていますが、赤字繰入をしている市町村はまだあります。

豊明市もすぐにはゼロにはできなくて、まだ繰入を続けているわけですが、ただ、国の方も色々とペナルティを課してくるといいますか、計画通りに赤字繰入を減らせなかったりすると国からの交付金が減らされるわけです。

保険者努力支援制度というものがあって、例えば特定健診の受診率や、医療費適正化の事業をどれだけやっているか、重症化予防事業をやっているか、どのようにやっているかなど点数をつけて、点数に応じて交付金を配分しているのですが、その評価項目に、

赤字繰入があるかないか、ある場合の削減計画期間や達成できたかがあり、できていないとマイナス点となって交付金が減額される。交付金が減った分を税として集めるのか、繰入を増やすのか。繰入を増やせばさらに交付金が減らされるということになるわけです。

豊明市としては、赤字繰入を削減するために、まずは公費をできるだけ多く獲得する、そのために色々な事業に取り組んでいます。特定健診の受診率を上げることで、努力支援制度のポイントはもちろん、将来的な医療費の削減にもつなげたい。税率を上げることも必要ですが、収納率を上げることで税率の上げ幅を少しでも少なくしたい。

それから、平成30年度以降、繰越金を基金として積立て、翌年度の予算編成の際に基金を活用して税負担増を緩和するというのをさせていただいてはいますが、税を上げていかなければならないというのはありますので。

委員

繰入金が多いと少ないとで、ペナルティは大分違うのですか。具体的に金額はどのくらい違うのですか。

事務局

その年の国の予算を得点割合で案分して交付金額が決まるので、一概に1点いくらとは言えないのですが、令和元年度と2年度の決算を見ると320万円くらい交付金が減らされています。320万円くらいと思われるかもしれませんが、その分を国保税で徴収しようとするとなれば税率引き上げが必要となってくるわけです。ですので、できるだけ国県からの公費を増やしたいということで、取り組んでいるところです。

委員

社保に入っている人もいるし、組合健保に入っている人もいるし、国保だけなんで優遇するのかなと言われるとつらいですね。

会長

県がある程度主導権を握って、なるべく県下統一という形で整理されていくのが一番の解決策なのかなという風にも思います。ただそれが、いかにいつ統一されていくのかはまだ分からない部分があるものですから難しいのですが、それまでは基金でもって補てんしながら収めていくという形になろうかなと思います。

基金は今、どのくらい積んでいるのですか。

事務局

今年度1億1千万円を取り崩す予定でいます。取崩すと残高が8千万円くらいになりますが、3月補正で3千万くらい積むので補てんできます。それから、これも3月議会に議案として提出するのですが、来年度当初予算では5千万円を税引き上げの抑制に使

う予定でいます。また、今年度の決算で剰余金が出れば、それを積んで回していく形になろうかと思えます。

会長

その他ご意見ございましたらお願いします。

無いようでしたら、今、事務局が説明しました令和4年度国民健康保険税の改正についての改正案と市長の諮問をいただいている内容は一緒ですので、このとおり回答をしていきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

それでは、令和4年度国民健康保険税の改正について、事務局案のとおり答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員一同挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

それでは、事務局案に沿って答申案を作らせてもらいます。

暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

(答申案確認)

会長

それでは、再開させていただきます。

答申をさせていただきます。

(会長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

(委員へ答申書の写しを配付)

市長

皆さま、ご審議ありがとうございました。

事務局

本日の予定は以上になります。

皆さま、大変ありがとうございました。

終了 午後 4 時 1 5 分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第 8 条に基づき署名する。
